

分担金・拠出金の名称	化学兵器禁止機関(OPCW)分担金	評価	B
拠出先の国際機関名	化学兵器禁止機関(OPCW)		
国際機関の概要	化学兵器禁止条約(CWC)は、1997年4月29日に発効。また、CWCの発効に伴い、条約を実施する機関として同年5月に化学兵器禁止機関(OPCW)が設立された。CWCは、大量破壊兵器の一つである化学兵器の開発、生産、取得、貯蔵及び使用の全面的な禁止並びにこれらの兵器の廃棄(米、露等が保有する化学兵器(CW)の一定期間内での廃棄、及び、遺棄化学兵器(A CW)並びに老朽化化学兵器の廃棄)を定めたもの。条約遵守を確保するための検証制度(化学兵器の廃棄及び化学産業関連企業を対象とする申告及び査察)及び条約の実施確保並びにそのための締約国の国内体制構築・強化を図るための国際協力に係る規定を設けてあり、OPCWがその実施に当たっている。		
拠出により我が国が期待する成果目標及び活動指標		達成状況	
1. (1) 成果目標:大量破壊兵器の一つである化学兵器の開発、生産、取得、貯蔵及び使用の全面的な禁止、化学兵器の廃棄 活動指標:化学兵器及び生産施設の廃棄		大量破壊兵器である化学兵器の全廃という条約上の目的実現に寄与するべく、締約国は、CWCの実施機関である化学兵器禁止機関(OPCW)が実施する検証活動、締約国による条約の実施促進に向けた活動に要する費用その他OPCWの運営費等を分担金として負担しており、脱退は、国際的な非難の対象となり、我が国の軍縮・不拡散政策に対する疑念を生じさせ、大量破壊兵器の法的枠組みや不拡散レジームにおける我が国の発言力の低下を招く。 2014年末時点でOPCWの検証の下、全世界の申告済ストックパイル(保有)化学兵器の約87%(61,445トン)の廃棄が完了しており、2000年末時点の約63%から大きな進展が見られている。	
(2) 成果目標:条約遵守を確保するための検証制度の確保 活動指標:化学兵器の廃棄及び化学産業関連企業を対象とする申告及び査察の実施		CWCには、条約の完全な履行を確保するために、申告、査察等の検証制度が設けられている。OPCWは、各国の申告に基づき、化学兵器及び化学産業(条約で定められた化学物質を取り扱う締約国内の企業等)に対する査察等を実施している。OPCWは1997年の設立以来、5,000回以上の化学兵器廃棄関連査察及び化学産業検証関連査察を実施しており、2013年は計337回、2012年は計335回の査察を実施している。	
(3) 成果目標:条約の実効性向上 活動指標:条約の普遍化と国内実施強化の促進		CWCの普遍化(加盟国数の拡大)促進及び各締約国によるCWCの国内実施の強化は、CWCの完全な履行のために極めて重要であることから、発展途上国を対象にした様々なセミナーやワークショップを多数実施している。また、化学兵器による攻撃が行われた場合に、緊急かつ適切な援助が実施できるよう、援助・防護計画の整備も行う等、CWCの完全な履行のために様々な事業を実施している。2012年末時点で188か国であった締約国は2014年6月時点で190か国に増加しており、条約の普遍化が促進されている。	
(4) 成果目標:OPCWにおける我が国の発言力・影響力の確保 活動指標:執行理事会の議席確保		我が国は、第2位の分担金拠出国であり、OPCWの意思決定機関である執行理事会の議席を、機関の設立以来確保している他、2014年は同執行理事会の行財政部門の副議長を務める等、OPCWにおける我が国の発言力・影響力を確保している。	
2. PDCAサイクルの確保		OPCWにおいては、以下の通りPDCAを確保。 ①Plan:執行理事会で次年度予算案を策定、締約国会議にて予算案を承認。②Do:我が国の分担金支払。OPCWによる予算案執行。③Check:内部・外部監査報告書による運営活動の成果を評価。④Act:執行理事会や締約国会議、不定期の非公式協議を通じて運営における要改善事項を申し入れ。	
担当課・室名	軍縮不拡散・科学部 生物・化学兵器禁止条約室		